

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2その他の項中「1箇月」を「2週間」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室大学政策担当)